

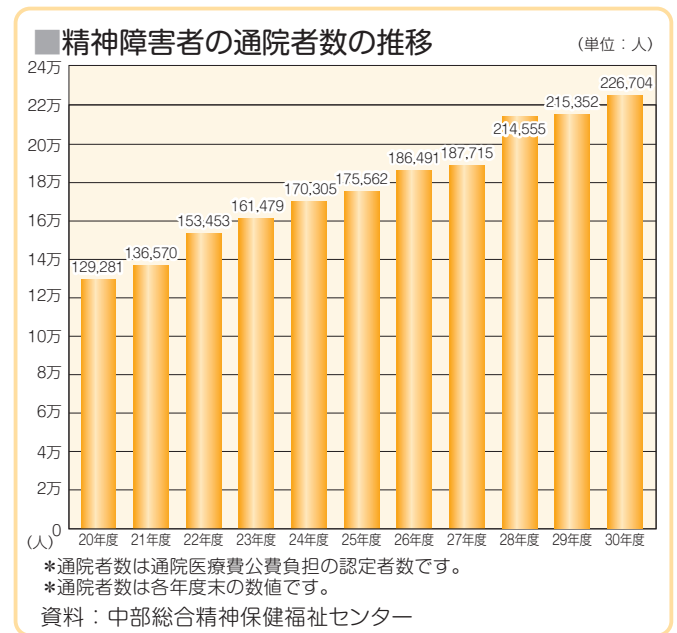
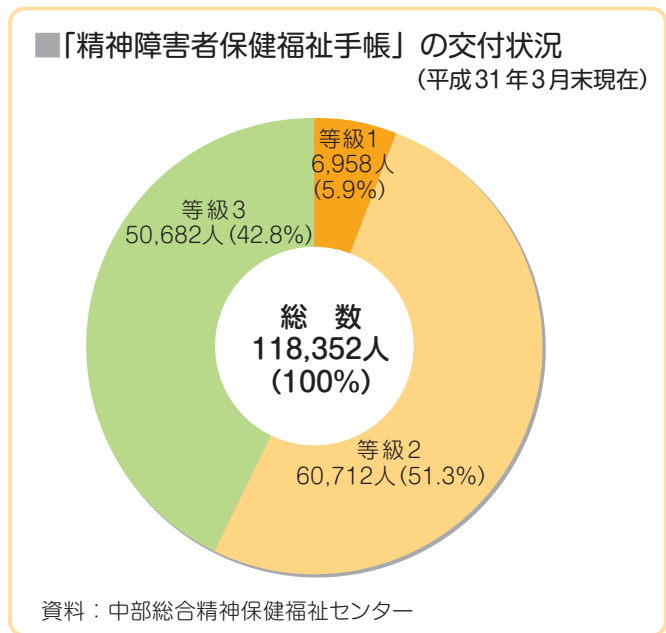
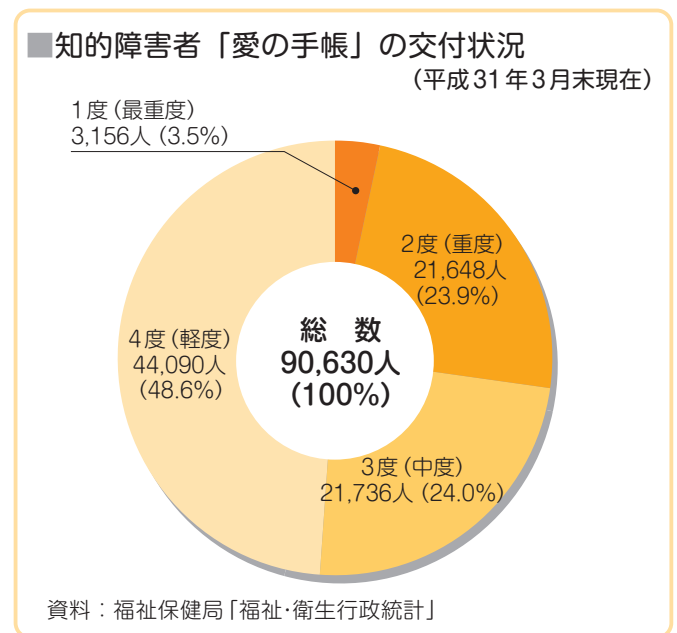
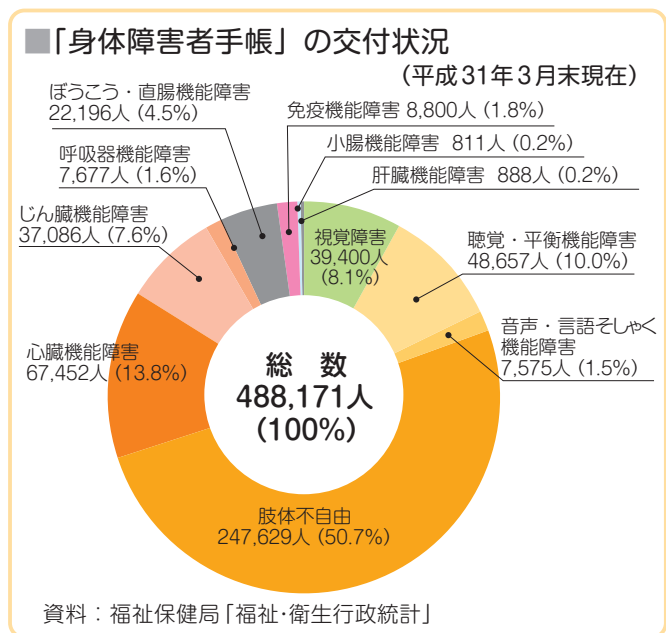
(3) 障害者（児）への支援

東京都は、平成30年3月に策定した「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づき、障害者施策の総合的な展開に取り組んでいきます。

障害者（児）の現状

障害者手帳の所持者数

現在、都内には身体障害者手帳の交付を受けている人が約48万8千人、愛の手帳（知的障害者・児を対象）の交付を受けている人が約9万1千人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約11万8千人います（平成31年3月末現在）。



東京都障害者・障害児施策推進計画

障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するため、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定し、全庁を挙げて障害者施策の総合的な展開に取り組んでいます。

計画期間は、いずれも平成30年度から令和2年度の3年間です。

障害者計画（障害者基本法）

基本理念

- I 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- II 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- III 障害者がいきいきと働ける社会の実現

施策目標

- I 共生社会実現に向けた取組の推進
- II 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- III 社会で生きる力を高める支援の充実
- IV いきいきと働ける社会の実現
- V サービスを担う人材の養成・確保

計画事業

- 福祉・保健・医療施策
 - 教育・労働、住宅、安全・安心、まちづくり、心や情報のバリアフリー、スポーツ・文化芸術など
- 全庁的・総合的な障害者施策の推進

第5期障害福祉計画（障害者総合支援法）、第1期障害児福祉計画（児童福祉法）

主な施策展開

I 共生社会実現に向けた取組の推進

- ・障害者の差別解消に係る体制整備・普及啓発
- ・障害及び障害者への理解促進
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進
- ・情報バリアフリーの充実 など

II 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- ・「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」による地域生活を支える基盤の整備促進
- ・相談支援体制の整備
- ・施設入所・入院から地域生活への移行促進
- ・保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応 など

III 社会で生きる力を高める支援の充実

- ・児童発達支援センター等の整備促進及び区市町村における体制整備
- ・医療的ケア児に対する支援
- ・保健・福祉・教育との連携による障害児への支援 など

IV いきいきと働ける社会の実現

- ・障害者の一般就労に向けた支援の充実
- ・就労面の支援と生活面の支援の一体的な提供
- ・福祉施設の工賃向上を支援 など

V サービスを担う人材の養成・確保

- ・福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 など

障害者（児）への支援

障害者・障害児地域生活支援3か年プラン（平成30年度から令和2年度）

令和2年度末までに、グループホームや就労のための訓練の場等について、8,180人分の定員を新たに確保します。

障害者の地域生活基盤の重点的整備（特別助成）

○施設整備を行う設置者の負担を軽減する特別助成を引き続き実施（ただし、日中活動の場については、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応するもの及び地域生活支援の拠点となるものに限る。）

整備内容	平成30～令和2年度	プランのねらい
地域居住の場（グループホーム）	2,000人増	障害者の地域における居住の場の整備
日中活動の場（通所施設等）	6,000人増	障害者の一般就労支援及び重度障害者の日中活動の場の整備
在宅サービス（短期入所）	180人増	必要ときに身近な地域で気軽に利用できる安心の仕組みづくり
障害児支援（児童発達支援センター）	各区市町村に少なくとも1か所以上	障害児支援の提供体制の整備
障害児支援（主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所）		
障害児支援（主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所）		

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため平成 25 年 4 月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とするとともに障害者の定義に難病等が追加され、平成 30 年 4 月から、就労定着支援や自立生活援助のサービスが開始されました。

福祉サービス

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合

の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられます。また、地域生活へ移行・定着を支援する「地域相談支援給付」及びサービス等の利用・継続を支援する「計画相談支援給付」があります。「地域生活支援事業」は、事業内容や利用者負担が、区市町村ごとに異なります。

○福祉サービスの体系

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事の介護・家事援助・コミュニケーション支援・外出時の移動介護・入院時の支援などを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出時において移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的・精神障害により行動が著しく困難であり、常に介護を必要とする方が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練、介護及び日常生活の世話などを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気等の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつなどの介護や日常生活上の支援等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために、必要な訓練、生活等に関する相談・助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する 65 歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援（A 型、B 型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために、必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	一般企業等に移行した方の就労の継続を図るため、企業・自宅等への訪問や来所による連絡調整、指導・助言等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用していただいていた障害者が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
地 域 相 談 支 援 給 付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の生活上の援助を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設・矯正施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
	自発的活動支援事業	障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。
	相談支援事業	障害者（児）やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者等であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。	

地域生活支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者（児）に、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。
	任意事業	区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

計画相談支援給付については、「支給決定プロセス」(p.36)を御参照ください。

○日中活動と住まいの場の組合せ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組合せを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

○障害福祉サービス利用の手続

サービスの利用を希望する方は、区市町村の窓口へ申請し、障害支援区分（※）について認定を受けます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、区市町村に提出します。

区市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。

「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。

その後サービス利用が開始されます。



障害者（児）への支援

※障害支援区分とは

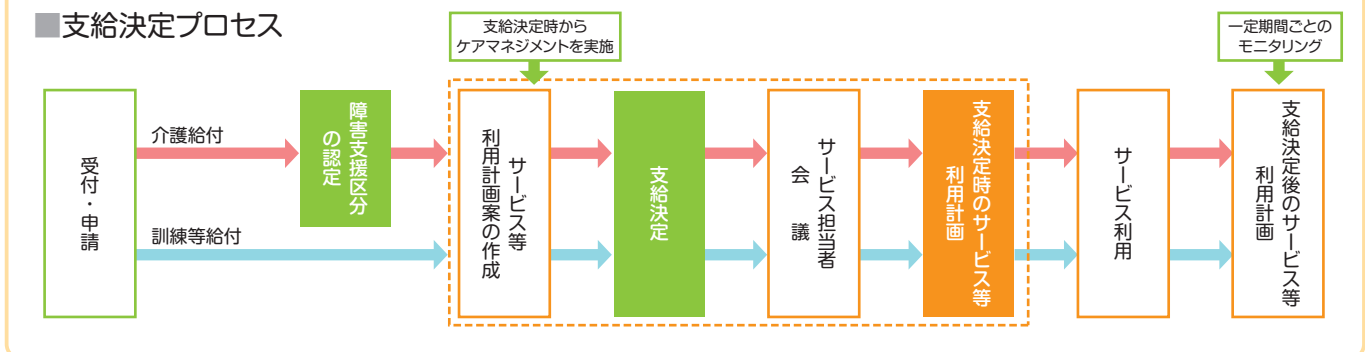
障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1から6:区分6の方が支援の必要度が高い。）に分けられます。

移動や動作等に関連する項目（12項目）、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）、意思疎通等に関連する項目（6項目）、行動障害に関連する項目（34項目）、特別な医療に関連する項目（12項目）の計80項目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえて区市町村が認定します。

※同行援護の利用申請の場合は、更に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は行わないものとします。

※訓練等給付を利用する方は原則として障害支援区分の認定は必要ありませんが共同生活援助（グループホーム）を利用する方のうち、介護給付を利用しようとする方については、障害支援区分の認定が必要となります。

■支給決定プロセス



※指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできます。

○障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担額
利用者負担には、所得に応じた負担上限月額が設定されています（別途個別減免などの負担軽減措置あり）。食費や光熱水費は、原則実費負担です（負担軽減措置あり）。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円（負担はありません。）	
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円（負担はありません。）	
一般1	区市町村民税課税世帯	(障害者の場合) 所得割16万円未満 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
		(障害児の場合) 所得割28万円未満 ※20歳未満の入所施設利用者を含みます。	通所支援、ホームヘルプ利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

自立支援医療 (精神通院医療、更生医療、育成医療)

○自立支援医療の利用者負担額

利用者負担には、所得に応じた月額負担上限額が設定されています（詳しくは都又は区市町村で確認してください）。入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）は、原則自己負担です（負担軽減措置あり）。

精神通院医療については、申請により、区市町村民税非課税世帯に属する精神障害者の利用者負担を、都独自に助成等を行い、無料としています。

補装具・日常生活用具

○補装具費の支給

支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、区市町村が行います。

○日常生活用具の給付・貸与

給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、区市町村が行います。

○補装具費・日常生活用具の利用者負担額

補装具費の利用者負担には、所得に応じた月額負担上限額が設定されています（一定所得以上の方は補装具費支給対象外です）。

日常生活用具の利用者負担は、区市町村が決定します。

補装具 (個別給付)	身体障害者(児)等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車椅子等
日常生活用具 (地域生活支援事業)	障害者等の日常生活上の便宜を図るための用具

児童福祉法（障害児支援）

平成24年4月1日から、児童福祉法に基づく障害児を対象とした施設・事業が変わり、施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されています。また、18歳以上の障害児施設入所者については、障害者総合支援法の障害者施策で対応することになりました。

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。医療型の場合は併せて治療を行います。
	医療型児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
入所支援 障害児	福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行い、併せて治療を行います。

共生社会の実現

■東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

東京に暮らし、東京を訪れる全ての人々が障害の有無により分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、条例を制定しました。

【施行日】平成30年10月1日

条例のポイント

- 民間事業者による「合理的配慮の提供」の義務化（障害者差別解消法では努力義務）
※合理的配慮の提供：障害者から、手助けや必要な配慮についての意思を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすること。
- 障害者や関係者、民間事業者等からの相談を受け付ける広域支援相談員の配置（東京都障害者権利擁護センター）
- 相談支援を行っても解決しない事案について、新たに調整委員会を設置するなど紛争解決の仕組みを整備

ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」(P.45 参照) や、障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」(P.45 参照) の普及啓発を行います。

(福祉保健局障害者施策推進部計画課)



区市町村ヘルプマーク活用推進事業

区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部計画課)

ヘルプカード活用促進事業

ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。(福祉保健局障害者施策推進部計画課)

障害者
への
支援

社会参加の支援

一人ひとりの希望や状況に応じて利用できる日中活動の場の確保等を通じた社会参加の推進に取り組んでいます。

(福祉保健局障害者施策推進部計画課)

コミュニケーション手段の確保と情報提供

障害者の社会参加を促進するため、次の事業を実施しています。

- 盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣
- 盲ろう者支援センター事業
- 視覚障害者用図書レファレンスサービス
- 視覚障害者用図書の製作・貸出
- 点字による即時情報ネットワーク
- 点字録音刊行物作成配布
- 手話通訳者の養成、要約筆記者の養成
- 中途失聴者・難聴者対象の手話・読話講習会
- 聴覚障害者意思疎通支援事業
- 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出
- 字幕入り映像ライブラリー製作・貸出
- 失語症者向け意思疎通支援事業

手話のできる都民育成事業

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及啓発を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げます。



身体障害者補助犬（介助犬） 提供：社会福祉法人日本介助犬協会

障害者 IT 支援総合基盤整備

障害者の IT に関する利用相談や情報提供、展示などを行っています。また、地域における障害者 IT 支援者の養成を行っています (P.93 参照)。

身体障害者補助犬の給付

身体障害者に対し、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付します。

障害者休養ホーム

障害者（児）が家族や仲間とくつろげる宿泊施設を指定し、施設利用料の一部を助成します。

東京都障害者福祉会館

障害者の福祉の増進を図るため、集会室の利用公開、相談などを実施しています（P.93 参照）。

ICT による聴覚障害者

コミュニケーション支援事業

ICT を活用した遠隔手話通訳等を実施し、都における聴覚障害者の情報保障を推進します。

企業CSR等連携促進事業

障害福祉サービス事業所と企業の社会貢献活動とのマッチングを行うコーディネーターを配置し、両者の連携促進を図ることで、障害者の社会参加を推進します。

障害者スポーツの振興

障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しめる「スポーツ都市東京」の実現と東京 2020 パラリンピック競技大会の成功を目指し、障害者スポーツの情報発信・普及啓発や環境整備を行うとともに、パラリンピックを始めとする国際大会を見据えた競技力向上事業を実施しています。

障害者がスポーツに親しむきっかけや環境づくり

○情報発信と普及啓発

障害者スポーツ専用ポータルサイト「TOKYO 障スポナビ」での情報発信や、参加体験型スポーツイベント「チャレスポ！ TOKYO」の開催等により、障害者スポーツの理解促進・普及啓発を推進するとともに、障害者がスポーツを始めるきっかけづくりを行っています。

また、競技大会の観戦会等を通じて障害者スポーツの魅力発信等を行うパラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」や、区市町村等が主催する広く都民が集まるイベントにおいて、パラリンピック競技の体験や展示等を都が提供する事業「NO LIMITS CHALLENGE」を実施し、障害者スポーツの認知度向上やパラリンピック競技観戦の促進を図っています。

（オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部）



HP <https://tokyo-shospo-navi.info/>



HP <https://www.para-sports.tokyo/>



○場の開拓と整備

都内にある2つの障害者スポーツセンターに加えて、障害のある方や障害者スポーツ競技団体等が身近な地域でスポーツ活動ができるよう、都内の特別支援学校を障害者スポーツの拠点の一つとして位置付け、都立特別支援学校の体育施設活用を促進するとともに、スポーツ等の体験教室を実施しています。

さらに、障害のある人のスポーツ施設利用に際して、施設管理者が配慮すべき点等をまとめたマニュアルの周知を図るとともに、区市町村が主体的に取り組む障害者スポーツ事業や体育施設のバリアフリー工事の支援をすることにより、地域における障害者スポーツの取組を促し、身近な地域でスポーツを楽しむことがで

きる環境を整備しています。

また、障害者スポーツコンシェルジュ事業として、障害者スポーツに関する相談窓口を開設し、企業や団体等の支援や相互の連携に向けて情報の提供、交流会の実施等を行っています。

○人材の育成・確保

スポーツ関係者を対象としたセミナーの開催、障がい者スポーツ指導員の資格取得の促進や、情報誌「S&S」の発行、研修会やフォーラムの開催等、障害者のスポーツ活動を支える人材の育成と資質向上を推進しています。

○競技力向上

パラリンピックなど国際大会で活躍する障害者アスリートの輩出に向けて、選手の発掘・育成・強化や、障害者スポーツ団体を支援し、競技力向上を図っています。

（オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部）

東京都障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣

スポーツを通じて、障害者が自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害者に対する理解の増進を図ることにより、障害者の自立の促進に寄与し、障害者スポーツの振興を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。

また、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会へ選手・監督等を派遣しています。

（オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部）

東京都障害者スポーツセンター

障害のある人がスポーツやレクリエーションを楽しめるように、プールや体育館などのスポーツ施設、集会室、宿泊施設、医事相談機能を備えた障害者スポーツ施設（2施設）があります（P.93 参照）。

（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部）

地域移行とサービス基盤整備の促進

長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤の充実に取り組んでいます。

地域での生活基盤の整備

障害者（児）が地域で安心して暮らすことができるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、地域居住の場であるグループホームや日中活動の場である通所施設、ショートステイ、児童発達支援センターなどの地域生活基盤の整備を促進します。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

定期借地権の一時金に対する補助

公有地又は民有地に定期借地権を設定して整備を行う事業者に対して、一時金の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業

国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

都外施設入所者地域移行特別支援事業

都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を促進します。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

障害者地域生活移行・定着化支援事業

地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発等を行うことにより、潜在的な入所待機者の解消を図ります。

また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

障害児支援体制整備促進事業

区市町村が障害児福祉計画に基づき実施する取組を支援することにより、地域の実情に応じた障害児支援の体制整備の促進を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

児童発達支援センター地域支援体制確保事業

児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の取組を支援することにより、障害児の地域支援体制整備の促進を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

障害者グループホーム体制強化支援事業

身体又は行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行う体制を確保するグループホームを支援します。

（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

グループホーム地域ネットワーク事業

地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、支援の質の向上を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

医療連携型グループホーム事業

グループホームに、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会を開催する等により、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援します。

（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

障害福祉サービス等医療連携強化事業

医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。

（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

短期入所開設準備経費等補助事業

短期入所を新設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、短期入所の設置促進を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

精神障害者地域移行体制整備支援事業

指定一般相談支援事業者等に対し、専門的な指導・助言や人材の育成のための研修を行うほか、ピアサポーターの育成や活用に向けた体制の整備を行うとともに、グループホームの専用居室を活用した体験宿泊等を通じて、円滑な地域生活への移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行います。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

住宅セーフティネット制度

再掲（P.30 参照）

新規

都営住宅

家族向都営住宅募集の抽せん方式では、当せん確率が一般世帯より5倍又は7倍高くなる制度があります。また、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分までの方を入居予定者とするポイント方式があります。

（住宅供給公社都営住宅募集センター）

地域移行促進コーディネーター事業

障害者支援施設に地域移行促進コーディネーターを

配置し、都内施設と都外施設相互間の連携を図りながら、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築するとともに、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障

害者に対応する地域の受け皿の掘り起し等を実施することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

身近な地域の医療支援体制の充実

精神障害者、重症心身障害児（者）、発達障害児（者）、高次脳機能障害者、医療的ケアを必要とする障害児への支援について、多様な施策展開により充実を図っています。

地域における精神科医療提供体制の整備

一般診療科との円滑な連携を構築するとともに、精神科病院と診療所等の連携を強化し、身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる体制整備を推進します。区市町村、保健所等関係機関と連携し、医療中断等により地域での安定した生活が難しい精神障害者に対するアウトリーチ支援を行います。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト支援

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする障害児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、対象者の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

重症心身障害児等の在宅療育支援

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする障害児の家庭に看護師等を派遣し、看護技術の指導や療育相談を行います。また、NICU 等に入院している対象者について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、対象者とその家族への早期支援や相談等を行うとともに、研修の実施等により地域の訪問看護師のレベルアップを図るなど、支援の充実を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

重症心身障害児（者）短期入所（受入促進員配置）

ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

重症心身障害児（者）通所委託（受入促進員配置）

医療型施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

重症心身障害児（者）通所運営費補助事業

在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、療育を実践するため、都が区市町村を通じて通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

重症心身障害児施設における看護師確保対策事業

医療型障害児入所施設、療養介護事業所等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実を図ることにより、看護師の確保・定着を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

医療的ケア児に対する支援のための体制整備

医療的ケアを必要とする障害児の支援に係る関係機関相互の連絡調整や意見交換を行う連絡会を設置するとともに、地域で医療的ケア児等に対する支援を適切に行うことができる人材を養成するための各種研修を実施します。（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

医療的ケア児訪問看護推進モデル事業

医療的ケアを必要とする障害児に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談等を行うモデル事業を実施します。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

発達障害者支援体制整備推進事業

発達障害児（者）支援体制の充実を図るため、区市町村の相談支援員や、医療従事者など専門的人材の育成を進めます。また、発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関連携など、区市町村の支援体制の構築を支援します。（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

ペアレントメンター養成・派遣事業

発達障害児（者）の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成や、家族同士で支援できる体制の構築等を支援します。（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

新規

専門性の高い医療機関を中心としたネットワークを構築し、地域の医療機関に対して実地研修等を実施することで、発達障害を早期に診断する体制を確保します。（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者の支援拠点である心身障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害者とその家族に対

する専門的な相談支援を実施するとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの構築や人材育成研修、都民への広報・啓発等を実施し、支援の充実を図ります。

また、高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院において、医療機関や地域の支援機関との連携強化を図るとともに、医療従事者等を対象とした研修を行います。（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者とその家族に対する相談支援を実施するとともに、地域の医療機関や就労支援センターなど関係機関との連携を図り、身近な地域での支援の充実を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

自立に向けた就労促進策の拡充

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

■東京労働局管内の障害者の雇用状況（%）

	一般の民間企業	特殊法人・独立行政法人	地方公共団体※1
法定雇用率	2.2	2.5	2.5
実雇用率	2.0	2.7	2.5

※1 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体
 ※2 平成18年4月1日から、精神障害者は実雇用率に算定されている。
 資料：厚生労働省東京労働局（令和元年6月1日現在）

強化します。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

精神障害者就労定着連携促進事業

就労移行支援事業所等に対し医療機関との情報交換技術向上のための研修を実施するとともに、精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関・就労移行支援事業所・企業等が連携して就労支援を行うモデル事業の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

障害者（児）への支援

東京都障害者就労支援協議会による連携強化

経済団体、企業、労働・福祉・医療・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関で連携しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む機運を醸成します。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

就労継続支援A型事業所経営改善支援事業

就労継続支援A型事業所に対し、経営改善セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、収益性向上や業務の効率化等適正な事業所運営に向けた取組を支援します。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

「東京チャレンジオフィス」の運営

都庁において、知的障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

福祉施設における工賃アップの推進

区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。また、工賃引き上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

就労支援体制レベルアップ事業

区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

受注促進・工賃向上設備整備費補助事業

受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

就労支援・定着支援等スキル向上事業

就労支援機関等を対象に、雇用導入期の企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修を行うとともに、就労定着支援事業所の定着支援スキルを向上する研修を実施することで、支援力の向上を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築

都における共同受注体制の在り方を検討するとともに民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

福祉・トライアルショップの展開

福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU」（くるみる）を安定して運営することにより、就労継続支援B型事業所における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図ります。（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

区市町村障害者就労支援事業

区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、就職準備から職場開拓、職場定着までの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供することで身近な地域での相談・支援体制を

作業所等経営ネットワーク支援事業

福祉施設で働く障害者の工賃アップを目指して、区市町村が地域の複数の作業所等をネットワーク化し、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大などの活動に取り組むことを支援します。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

職業訓練と職業相談

公共職業訓練施設として東京障害者職業能力開発校があります。就職等に関する相談は公共職業安定所な

どで行っています。

(産業労働局雇用就業部能力開発課)
(厚生労働省東京労働局)

東京ジョブコーチ支援事業

都独自に養成した「東京ジョブコーチ」が、障害者を雇用する企業へ出向いて障害者、企業双方への支援を行うことにより、職場定着を図ります。

(産業労働局雇用就業部就業推進課)

サービスを担う人材の養成・確保

障害福祉サービス等の質の維持・向上のため、これらのサービスを担う人材を安定的に確保し、育成・定着を図っていきます。

障害福祉サービス等職員宿舍借上げ支援事業

職員住宅の借上げを支援することで、福祉・介護人材の確保・定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

代替職員の確保による

障害福祉従事者の研修支援事業

都内の障害福祉サービス事業所等が職員の専門性の向上を図るため研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

障害福祉サービス事業所等で働く職員が国家資格を取得する際に掛かる経費の一部を補助することにより、職員の育成及びサービスの質の向上を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

障害福祉サービス等

事業者に対する経営管理研修事業

障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

区市町村障害福祉人材確保対策事業

新規

区市町村が実施する障害福祉人材対策への支援を行うことで、地域社会を支える障害福祉人材の確保・育成・定着を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

障害福祉サービス事業所職員 奨学金返済・育成支援事業

奨学金返済相当額の手当支給と、計画的な人材育成

に取り組む事業者を支援し、福祉・介護人材の確保・育成・定着を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業

福祉・介護職員処遇改善加算等の取得等に係る助言・指導等を行うことにより、事業所における加算の新規取得を促進し、職員の確保及び定着を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

グループホーム従事者人材育成支援事業

グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施することで、グループホームのサービスの質の向上を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

障害者支援施設等支援力育成派遣モデル事業

障害者支援施設やグループホームにおいて、利用者の高齢化や障害の重度化等への対応力を向上させるため、専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う従事者の認定及び事業者の登録等を行います。

(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)

障害者支援施設ICT機器導入支援 モデル事業

新規

ICT機器や介護ロボットを障害者支援施設にモデル導入し、その効果検証を行うとともに障害分野におけるICT機器等の導入について、普及啓発を図ります。

(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)

障害者（児）に対する医療支援・手当の支給

障害者（児）に対する医療費の助成や、必要なときに適切な医療が受けられるような医療制度の充実などの取組を進めています。

心身障害者（児）医療費の助成

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者を対象に、一定の要件を満たす場合には、医療費の自己負担の一部を助成しています。

（福祉保健局保健政策部医療助成課）

精神障害者医療費の助成

自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分の一部や18歳未満の方の入院医療費の一部を助成しています。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

手当の支給

身体障害者（児）、知的障害者（児）に対する福祉の増進を図ることを目的に、手当の支給を行っています。国の制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当があります。都の制度として、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当などがあります。

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課・心身障害者福祉センター）

心身障害者（児）歯科診療

心身障害者（児）を対象に、東京都立心身障害者口腔保健センターや心身障害児施設などで専門の歯科診療を行っています（P.93参照）。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

精神科救急医療体制

公立及び民間病院等の協力を得て、夜間休日の精神

科救急医療を実施しています。また、夜間においては精神科の初期救急や、身体合併症を含む二次救急にも対応し、救急医療体制の充実を図っています。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

精神保健指定医による診察

精神保健福祉法に基づき申請、通報又は届出のあった者について精神保健指定医による診察を行い、精神障害者への医療や保護を実施しています。診察の結果、精神障害者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれが著しいと認められた場合には、国・都立病院や指定病院に入院させる制度があります。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

災害拠点精神科病院等の整備

災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

災害時こころのケア体制整備事業

大規模災害時の被災地において、こころのケアに関する対応が円滑かつ迅速に行われるよう、精神科医療及び精神保健活動への支援体制を整備し、災害支援体制の強化を図ります。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

障害に関する相談・療育支援、その他

障害者（児）やその家族などが抱える生活上の問題の相談窓口を、児童相談所（都）や福祉事務所（区市・都）、保健所に設置しているほか、専門的な機関等を設けています。

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具及び愛の手帳の判定（18歳以上）並びに区市町村に対する専門的支援などを行っています。

また、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っていきます。

高次脳機能障害専用電話相談

東京都心身障害者福祉センターでは、高次脳機能障害者の支援拠点として本人・家族への相談・支援等を行っています。

（総合）精神保健福祉センター

精神障害者に対して専門職が医療や自立生活などの相談に応じ、適切な指導や援助を行っています。また、精神医療審査会の事務や精神障害者保健福祉手帳の申請に対する審査、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に関する事務などを行っています。

発達障害者支援センター

相談支援、発達支援、就労支援などを行う専門機関です。自閉症など発達障害を有する障害児（者）とその家族に対して、関係機関と連携しながら各種相談や支援を行っています。

夜間こころの電話相談

夜間に、臨床心理士や精神保健福祉士などによるこ

ころの健康に関する相談を行っています。

（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）

小児総合医療センターこころの電話相談室

子供の発達やこころの問題、受診への迷いなどについて、心理職が電話での相談に応じます。

（病院経営本部 小児総合医療センター）

障害者虐待への対応

障害者虐待に関する相談や通報等については、区市町村その他関係機関と連携して対応しています。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方や、障害者虐待について相談したい方は、区市町村障害者虐待防止センター又は東京都障害者権利擁護センターに御連絡ください。

また、区市町村の担当職員及び施設・事業所の管理者等を対象に、障害者虐待について理解を深め、専門性の強化を図るための研修を実施しています。

（福祉保健局障害者施策推進部計画課）







旧優生保護法一時金受付・相談窓口

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」により、国に一時金等の支給を請求する場合の相談や請求書を受け付けています。

（福祉保健局総務部企画政策課）

障害者に関するマーク等

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します（各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。）。

	<p>■ 障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のある全ての方のためのマークです。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p>
	<p>■ 盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886</p>
	<p>■ 身体障害者標識（身体障害者マーク）</p> <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>■ 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p> <p>政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>■ 耳マーク</p> <p>聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求められる場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046 E-mail zennancho@zennancho.or.jp HP https://www.zennancho.or.jp/</p>
	<p>■ ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413</p>
	<p>■ オストメイトマーク</p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682</p>
	<p>■ ハート・プラスマーク</p> <p>内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 HP https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p>
	<p>■ 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613</p>
	<p>■ 手話マーク</p> <p>手話を必要としている人を対象にしています。</p>	<p>一般社団法人全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445 HP https://www.jfd.or.jp/</p>
	<p>■ 筆談マーク</p> <p>筆談を必要としている人を対象にしています。</p>	<p>一般社団法人全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445 HP https://www.jfd.or.jp/</p>

◆ ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配付するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

(ステッカー)



◆ ヘルプカード

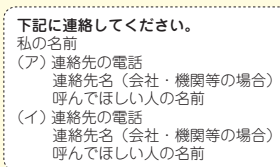
障害者が、緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で统一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害者が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

(表面：東京都標準様式)



(裏面：参考様式①)



(裏面：参考様式②)

